第二十二項	前項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた前項
	以後の	又は連結事業年度以後の
	第二十項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項
	合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額
	合併前三年内事業年度の区分	合併前三年内事業年度等の区分
	定める事業年度	定める事業年度又は連結事業年度
第二十二項第一号	合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
	各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第二十二項第二号	合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
	合併事業年度	合併事業年度等
	属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
第二十三項	第二十一項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項
	以後の	又は連結事業年度以後の
	第二十項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項
	分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額
	分割等前三年内事業年度の区分	分割等前三年内事業年度等の区分
	定める事業年度	定める事業年度又は連結事業年度
第二十三項第一号	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第二十三項第二号	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	開始	又は連結事業年度開始
	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第二十三項第三号	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	分割承継等事業年度	分割承継等事業年度等
	属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度

第二十四項	事業年度開始の日	事業年度又は連結事業年度開始の日
	各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
	所得等申告法人三年前事業年度開始日	所得等申告法人三年前事業年度等開始日
	合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	被合併法人等前三年内事業年度	被合併法人等前三年内事業年度等
	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等三年前事業年度等開始日
	とみなし	又は連結事業年度とみなし
	前二項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた前二項
第二十五項	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
第二十五項第一号	又は外国法人の調整国外所得金額	若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額
第二十六項	第二十一項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項
	各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第二十八項	が第二十一項	が地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項
	以後	又は連結事業年度以後
	第二十項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項
	、第二十一項	、同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項
	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	各事業年度の	各事業年度又は各連結事業年度の
第三十項	第二項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二項
	以後の各事業年度	又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度